

ブラックロック世界分散投資ファンド

追加型投信／内外／資産複合

※2024年5月3日付でファンド名称を「ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド」から「ブラックロック世界分散投資ファンド」に変更しました。

累積投資基準価額の推移



※ 累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

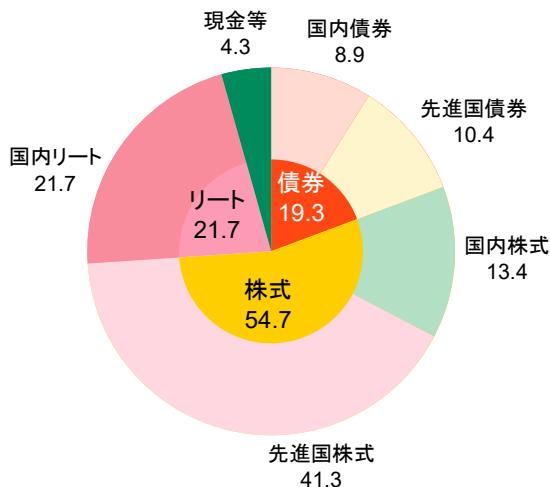
※ 累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

パフォーマンス (%)

ファンド	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	5年	設定来
	0.22	5.29	10.80	13.17	40.60	29.46	76.22

※ ファンドのパフォーマンスは、税引前分配金を再投資したものとして算出した累積投資基準価額により計算しています。

組入資産別構成比率 (%) *



※ 投資対象ファンドの資産区分を基に計算したものです。

※ 投資対象ファンドが現金等を保有している場合は、投資対象ファンドの資産区分に含まれます。

ファンドデータ

基 準 価 額 : 17,622 円

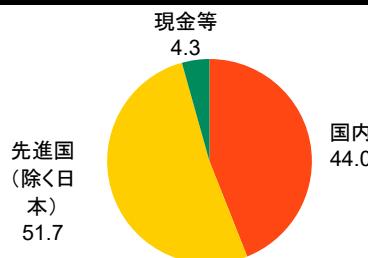
純 資 産 総 額 : 138.28 億円

ファンド設 定 日 : 2014年5月28日

税引前分配金（1万口当たり）

分配金累計額	0 円
第9期	2023年8月2日 0円
第10期	2024年8月2日 0円
第11期	2025年8月4日 0円

投資地域の割合 (%) *



組入銘柄 *

銘柄名	比率(%)
国内債券インデックス・マザーファンド*	(国内債券) 8.9
ISHARES 3-7 YEAR TREASURY BO	(先進国債券) 5.2
ISHARES 1-3 YEAR TREASURY BO	(先進国債券) 5.2
国内株式インデックス・マザーファンド*	(国内株式) 13.4
先進国株式インデックス・マザーファンド*	(先進国株式) 5.1
iShares Core S&P 500 ETF	(先進国株式) 27.0
ISHARES CORE DAX DE EUR ACC	(先進国株式) 4.4
ISHARES CORE FTSE 100	(先進国株式) 4.9
国内リート・インデックス・マザーファンド*	(国内リート) 21.7
現金等	4.3
合計	100.0

(ご参考) 実質外貨割合 (%) *

5.2

* 比率は対純資産総額

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成ましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に掲載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

運用担当者のコメント

1. 市場環境

先進国株式市場では、米S&P500指数が12月を通じて2回調整を経ながらも上昇基調を維持しました。また、欧州のEuroStoxx50指数は、ほぼ一本調子の上昇基調を辿りました。欧米の株式市場の上昇牽引役は、資源、重電、空運、国防等の素材、重厚長大産業セクターの銘柄群となり、逆に米国のハードウェア、ソフトウェアのテクノロジー関連銘柄群は弱含み推移となりました。米国株式市場では、断続的に、同国の大企業に対する評価につながり、株価を支えたものと見られます。他方、主要国の債券市場では、一定のレンジ取引に終始しつつも、利回り水準が徐々に上昇する形で不安定な展開となりました。これに伴い、信用リスク市場では、引き続き、資金調達を発表した銘柄に対する売り圧力が掛かり続けました。こうした中で、日本国債市場では、12月19日の日銀政策決定会合での追加利上げ発表を機に、10年ゾーンで2.0%の水準を越えて金利上昇となり、その後も金利上昇基調が続く形で、明確に調整局面入りとなりました。

2. 運用経過

この様な市場環境下、ポートフォリオでは、11月に3回に分けてアンダーウェイトとしていた株式部分を段階的にオーバーウェイトに転換し、株式市場の上昇を捉える形となりました。債券ポートフォリオでは、先進国債の長期ゾーンに対する慎重姿勢を維持し、金利リスクを抑制した形で、ウェイトの変更はせず、低リスクの運用を継続しました。

3. 市場の見通しおよび今後の運用方針

今後は、2026年1月中旬より始まる欧米の決算発表や、その後の米中GDP統計、1月28日のFOMC(米連邦公開市場委員会)に向け、市場想定を上回るファンダメンタルズ・データの開示や、金融緩和期待の高まり等を想定し、現行の株式オーバーウェイト、債券アンダーウェイトのポジションを継続する方針です。また、1月23日まで開催されるダボス会議を経て、市場参加者はG7諸国の経済政策や地政学政策にかかるコンセンサス形成がなされるものと見ており、市場にとっての政策不透明感が低下すると考えています。FRB(米連邦準備制度理事会)新議長の発表も、米国の金融政策に対する積極的な見方につながり易く、結果的に、リスク性資産の上昇基調が維持されるものと予想します。リスク要因としては、1月初旬にも米国10年債利回りが、節目となる4.2%を越えて金利上昇となつた場合、短期的に、主要なリスク性資産に対して売り圧力が高まる点を考慮しています。但し、一旦金利上昇が示現した後は、このリスク要因は、市場で消化され、懸念は後退し、他方で連続的に生ずる良好なマクロ、ミクロのファンダメンタルズ・データ開示や、FRB新議長の金融緩和姿勢に対する期待感等によって上塗りされるものと考えています。

※「運用担当者のコメント」については、本資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。また将来について保証するものではありません。

委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号

一般社団法人投資信託協会会員/一般社団法人日本投資顧問業協会会員/日本証券業協会会員/

一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

投資信託説明書（交付目論見書）のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第44号	○		○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第61号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第94号	○	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第110号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第165号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第195号	○	○	○	○
SMBC日興証券株式会社 (ダイレクトコース及び投信つみたてプランのみ)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第2251号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第3335号	○	○		
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 第6号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券およびマネックス証券株式会社)	登録金融機関 第10号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 第624号	○		○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 第633号	○			

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成ましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に掲載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合には為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従つて元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。

ファンドの特色

1

主に、内外の債券、株式、不動産投資信託証券(以下「リート」という場合があります。)および商品の各資産の市場の指数や指標に連動する運用成果を目指すマザーファンドやブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券(以下「ETF等」といいます。)を投資対象^{*}とします。

*投資対象とするマザーファンドおよび上場投資信託証券を、以下「投資対象ファンド」といいます。投資対象ファンドについては、後述の追加的記載事項「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

■ 当ファンドは以下の市場を投資候補とします。

	国 内	海 外 ^{*1}
債 券	国内の債券市場	海外の債券市場 ^{*2}
株 式	国内の株式市場	海外の株式市場
リート	国内のリート市場	海外のリート市場
その他	商品市場	

*1 新興国も含みます。

*2 ハイイールド債券を含む社債市場等も含みます。

※ 必ずしも上記のすべての市場に投資するとは限りません。

■ 有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

2

各資産への投資割合および組入外貨建資産に対する為替ヘッジの比率は、委託会社の判断により機動的に変更を行います。

■ 委託会社の判断に当たっては、市場の収益機会や外国為替動向、並びにファンドにおけるリスク分散、為替変動リスクおよび運用の効率性等を勘案します。

■ 外国為替の予約取引の活用は、ヘッジ目的に限定します。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■資産配分リスク

内外の債券、株式、不動産投資信託証券および商品等の市場に機動的に投資するアプローチを取ります。したがって、投資対象資産の配分比率は機動的に変動します。一定の固定された比率で投資する場合と比べ、この資産配分比率の機動的な変動は当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、収益率が低い資産への配分が比較的大きい場合もしくは収益率の高い資産への配分が比較的小さい場合、収益性を悪化させる要因となることもあります。

■株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■低格付債券への投資リスク

信用格付が低い、または格付されていない公社債にも投資します。これらの種類の公社債はより高い利回りを提供する可能性があるものの、格付が比較的高い公社債に比べてより投機的であり、価格がより大幅に変動したり、債券投資の元本回収や金利収入が不確実になるリスクも大きくなり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■為替変動リスク

外貨建資産に投資します。為替変動リスクの低減を図ることを目指し、外貨建資産に対して為替ヘッジを行なう場合がありますが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。為替ヘッジを行わない部分については、為替差損が生じることがあります。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

エマージング(新興国)市場の発行体が発行する有価証券に投資する場合、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因に伴い、より大幅な有価証券の価格変動または流動性の低下が考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■流動性リスク

有価証券等の購入および売却に際して、市場に十分な流動性がない場合、市況動向等によっては意図した取引が成立しない場合や意図した価格より不利な取引を余儀なくされる可能性があります。この場合、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることがあります。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響(当該不動産投資信託証券の上場廃止等)を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合には、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■商品市場への投資リスク

商品指数に投資します。商品指数は各種商品の価格動向に伴い変動します。商品の価格は、それらの需給関係や為替、金利、天候、景気、技術進歩、貿易動向、政治的・経済的事由、政策、戦争・テロの発生、市場の流動性の低下、投機資金の影響、政府の規制・介入等の影響を受け、大幅に変動する場合があります。また、商品市場への投資は実質的に商品先物取引を活用して行います。

■デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

■上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券(上場投資信託証券)を購入あるいは売却しようとすると、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることがあります。この場合には当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

◆流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合

- ・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合

- ・不動産投資信託証券の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、不動産投資信託市場動向が不安定になった場合

- ・商品価格の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、商品取引市場動向が不安定になった場合

- ・投資対象とするETF等の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少くなる等、当該ETF等の上場市場の動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

◆収益分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

- ・分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことです、投資者毎に異なります。

リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	分配金の受取方法により、<一般コース>と<累積投資コース>の2つのコースがあります。購入単位および取扱いコースは、販売会社によって異なります。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	換金単位は、販売会社によって異なります。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに受けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金制限	大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付不可日	以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受けません。 ・ニューヨーク証券取引所の休場日 ・ロンドン証券取引所の休場日
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	無期限(設定日:2014年5月28日)
繰上償還	当ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはファンドを償還させることが投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	8月2日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 <累積投資コース>を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は5兆円とします。
公告	投資者に対する公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		(各費用の詳細)						
購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に <u>1.10%</u> (税抜 <u>1.00%</u>)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価						
信託財産留保額	ありません。	—						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		(各費用の詳細)						
運用管理費用 (信託報酬)	<p>【実質的な負担】 ファンドの実質的な運用管理費用(A+B)は、ファンドの純資産総額に対して<u>年0.913%</u>(税抜<u>0.83%</u>)程度となります。 ※実質的に投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。</p> <p>(A)当ファンドの運用管理費用(信託報酬) ファンドの純資産総額に対して<u>年0.913%</u>(税抜<u>0.83%</u>)以内 ※運用管理費用(信託報酬)の料率は、毎月の運用状況(実質的に投資する上場投資信託証券の投資比率および報酬率)に応じて所定の方法により決定されます。 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率						
運用管理費用 の配分	(委託会社) (販売会社) (受託会社)	<table border="1"> <tr> <td>年0.440% (税抜0.40%)以内</td> <td>ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>年0.440% (税抜0.40%)</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>年0.033% (税抜0.03%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </table>	年0.440% (税抜0.40%)以内	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価	年0.440% (税抜0.40%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	年0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
年0.440% (税抜0.40%)以内	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価							
年0.440% (税抜0.40%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価							
年0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価							
(B)実質的に投資する上場投資信託証券に係る報酬等 マザーファンドを通じてあるいは直接、当ファンドは上場投資信託証券へ投資する場合があり、その際は当該組入上場投資信託証券の報酬等がかかりますが、投資銘柄や組み入れ比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。 ※報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。	—							

その他の費用・手数料	<p>目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11%（税抜0.10%）を上限として、日々計上され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。</p> <p>ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。</p> <p>上場投資信託証券へ投資する場合、当該証券において報酬等がかかりますが、組入銘柄および組入比率等が固定されていないため、事前に料率を表示することはできません。</p> <p>また、上場投資信託証券へ投資する場合、当該証券に係る保管報酬、事務処理に要する諸費用等が当該上場投資信託証券から支払われます。</p> <p>有価証券の貸付を行った場合はその都度、信託財産の収益となる品貸料の2分の1相当額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。</p> <p>※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの諸経費:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ・売買委託手数料:組入有価証券の売買の際に発生する手数料 ・外貨建資産の保管費用:海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用
------------	---	---

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。